

平成二十二年二月十二日受領
答 弁 第 七 〇 号

内閣衆質一七四第七〇号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府は、天皇陛下の御在位二十年を国民こぞってお祝い申し上げるのが望ましいと考え、平成二十一年十月六日の閣議において「天皇陛下御在位二十年記念式典の挙行について」を決定した上で、同年十一月十二日に、国立劇場において天皇陛下御在位二十年記念式典（以下「式典」という。）を挙行了ところである。

式典委員長である鳩山内閣総理大臣、式典副委員長である菅内閣総理大臣及び平野内閣官房長官、式典委員である各内閣官房副長官等の政府の参列者は、式典挙行の趣旨を踏まえ、天皇陛下の御在位二十年を慶祝する気持ちで式典に臨んだものである。

また、万歳三唱の所作については、公式に定められたものがあるとは承知していない。

五について

式典については、内閣総理大臣の式辞等や天皇皇后両陛下がお心をお寄せの分野の代表の辞、記念演奏、天皇陛下のおことば等で構成されていたが、それぞれの方の天皇陛下に対するお祝いを丁寧に表示したいと

いう気持ちなどから、全体の所要時間が予定より長くなったものであり、やむを得なかったものと考えている。

六について

鳩山内閣としては、日本国憲法の定める象徴天皇の制度の下、天皇陛下を始めとする皇室の方々に、尊崇の念を持って対応している。

また、我が国で、日の丸が国旗、君が代が国歌として定着していることは、多くの国民に認められているところであり、国旗及び国歌については、鳩山内閣としても敬意を持って対応すべきものと考えている。